# 北海道公立大学法人札幌医科大学利益相反管理規程に基づく利益相反管理委員会等設置要領

### (趣旨)

第1 この要領は、北海道公立大学法人札幌医科大学利益相反管理規程(以下「規程」という。) 第6条の規定に基づき設置される利益相反委員会(以下「委員会」という。)及び規程第11条 の規定に基づき設置される専門委員会の組織等に関して必要な事項を定める。

### (委員会の組織)

第2 委員会の組織は、規程第8条の規定に基づき、次のとおりとする。

(平成29年4月1日)

| 委          | 員   |   | 氏 | 名 |   | 備   | 考   |  |
|------------|-----|---|---|---|---|-----|-----|--|
| 副理事長       |     | 高 | 木 |   | 洋 | 委員会 | 委員長 |  |
| 学長が指定する理事  |     | 山 | 下 | 敏 | 彦 | 病院長 | •   |  |
| 事務局長       |     | 志 | 田 | 篤 | 俊 |     |     |  |
| 産学・地域連携センタ | 一長  | 澤 | 田 | 典 | 均 |     |     |  |
| 事務局次長      |     | 森 | 元 | 紀 | 昭 |     |     |  |
| 学外有識者      |     | 伊 | 藤 | 隆 | 道 | 弁護士 |     |  |
| その他学長が必要と認 | める者 |   | _ | - |   |     |     |  |

### (委員長の職務代行)

第3 規程第9条第3号の規定にもとづき委員長があらかじめ指名する委員は事務局長とする。

### (専門委員会の組織)

第4 専門委員会の組織は、規程第11条の規定に基づき、次のとおりとする。

(平成 29 年 4 月 1 日)

| 委員                     | 氏 名     | 備考       |
|------------------------|---------|----------|
| 産学・地域連携センター運営委員 (産学部会) | 宮 本 篤   | 産学部会長    |
| JJ                     | 土 橋 和 文 |          |
| JJ                     | 鈴 木 拓   |          |
| ,,                     | 山 蔭 道 明 |          |
| ,,                     | 澤田典均    | 専門委員会委員長 |
| JJ                     | 杉 本 曜 子 |          |
| II.                    | 石 埜 正 穂 |          |
| 事務局次長                  | 森 元 紀 昭 |          |

### (専門委員会の所掌事項)

- 第5 専門委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
- (1) 規程第13条の規定に基づき委員会に審議付託された自己申告書の予備審査
- (2) 利益相反の管理に関する施策の検討調査
- (3) 利益相反による弊害を回避するための措置に関する検討調査
- (4) その他利益相反の管理に関する重要な事項に関する検討調査

## (専門委員会の委員長)

- 第6 委員会に委員長を置き、産学・地域連携センター運営委員長をもって充てる。
- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長がその職務を行うことができないときは、産学・地域連携センター運営委員産学部会 長がその職務を代行する。

### (専門委員会の議事等)

- 第7 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければその会議を開き、議決することができない。
- 2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 委員は、自己が関わる利益相反事案についてはその議事に加わることができない。この場合 において、当該委員の数は前項の委員の数に算入しないものとする。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

#### (委員会への報告等)

第8 専門委員会は、第5に掲げる所掌事項に関する審議結果について、委員会に報告し、必要な場合は意見を提出するものとする。

この要領は、平成21年9月10日から施行する。